



# 花巻市少年センターだより

令和6年  
7月号

7月～8月は「青少年の非行・被害防止県民運動」の期間です。内閣府では、毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強化月間」とし、この期間、国民の理解を深め、青少年の非行・被害防止について、関係機関・団体が地域住民と協力・連携してさまざまな取り組みを集中的に実施しています。

## 令和6年度 全国最重点課題及び重点課題

- ・最重点課題 インターネット利用における子どもの性被害等の防止  
「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の3つの柱であるフィルタリング利用率向上のための取組、青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進を図ることとし、青少年や保護者等に対し、青少年によるインターネットの適切な利用に向けた啓発を行う。
- ・重点課題1 有害環境への適切な対応
- ・重点課題2 薬物乱用対策の推進
- ・重点課題3 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止
- ・重点課題4 再非行（犯罪）の防止
- ・重点課題5 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動への対応

岩手県でもこの月間に呼応し、7月から8月までの2カ月間を「青少年の非行・被害防止県民運動」の実施期間と定め、各種事業を行うこととしております。  
花巻市少年センターでは、期間中、少年の健全育成と非行の未然防止を目的に、少年補導委員84名が街頭補導活動（巡回）や意識的に子ども達に声をかける取組みを行います。



少年補導員は  
緑色の腕章と  
オレンジ色のベスト  
を着用しています

## 地域の子どもを育てる愛の一声運動実施中

この運動は、地域の少年たちの安全を守り、健やかに成長するための環境を整えるために、取り組んでいるもので、『おはようございます』から始まり『気をつけて帰ってね』『こんばんは』など、日常生活の中で、意識的に子どもに声をかける運動です。

地域やご家庭で子どもたちの見守りをお願いします！



## 子どものオンラインゲーム無断課金トラブルに注意！！



- Q: 保護者のスマホを保護者のアカウントにログインした状態で子どもに渡す  
➡『子どもに無料の範囲だと伝えているし、短時間貸すだけだから・・・』



保護者のアカウントに登録された決済方法（クレジットカード等）で、子どもでも簡単に課金できてしまいます！！

- Q: 保護者の古いスマホを、自宅のWi-Fiにつなげて遊ばせるため、保護者のアカウントにログインした状態で子どもに渡す  
➡『電話もメールも使えない古いスマホなら課金できないから安心だよね・・・？』



保護者のアカウントにログインした状態で渡すのは、保護者が今使っているスマホを渡すのと同じ、子どもでも簡単に課金できてしまいます！！

- Q: 子ども専用のスマホを契約し、ペアレンタルコントロール機能を設定しないまま子どもに渡す  
➡『子どものスマホにはクレジットカードを登録していないし、課金できないよね・・・？』



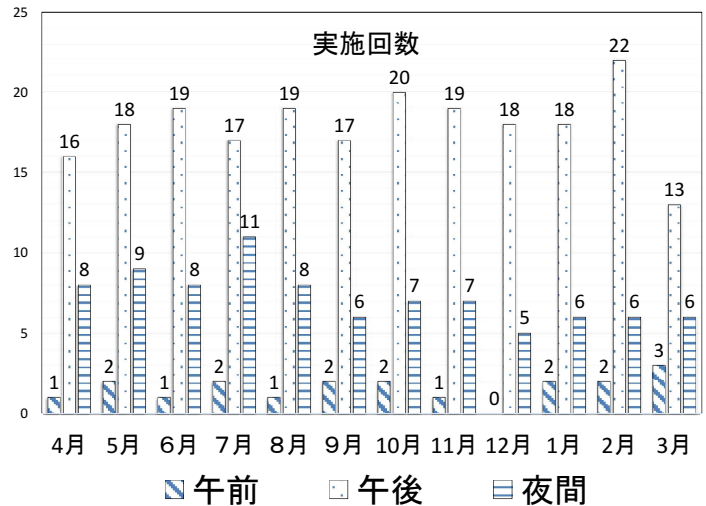
子どものアカウントを作成して「ペアレンタルコントロール」機能で課金を承認制にしないと、子どもでも簡単に課金できてしまいます！！

# 令和5年度 少年センター活動状況

年間実績日数322日、実施延べ人数710人

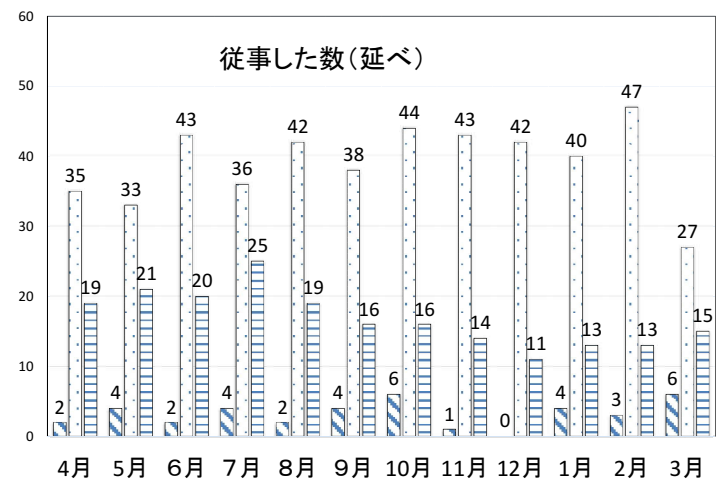
## 実施回数

|    | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 午前 | 1  | 2  | 1  | 2  | 1  | 2  | 2   | 1   | 0   | 2  | 2  | 3  |
| 午後 | 16 | 18 | 19 | 17 | 19 | 17 | 20  | 19  | 18  | 18 | 22 | 13 |
| 夜間 | 8  | 9  | 8  | 11 | 8  | 6  | 7   | 7   | 5   | 6  | 6  | 6  |
| 合計 | 25 | 29 | 28 | 30 | 28 | 25 | 29  | 27  | 23  | 26 | 30 | 22 |



## 少年補導委員従事数(延べ)

|    | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 午前 | 2  | 4  | 2  | 4  | 2  | 4  | 6   | 1   | 0   | 4  | 3  | 6  |
| 午後 | 35 | 33 | 43 | 36 | 42 | 38 | 44  | 43  | 42  | 40 | 47 | 27 |
| 夜間 | 19 | 21 | 20 | 25 | 19 | 16 | 16  | 14  | 11  | 13 | 13 | 15 |
| 合計 | 56 | 58 | 65 | 65 | 63 | 58 | 66  | 58  | 53  | 57 | 63 | 48 |



少年補導委員は、それぞれの地域などで、巡回や声掛けなど、少年非行など未然防止につながる活動を実施しています。

少年センターの活動にご支援・ご協力を  
よろしくお願いします。



## 改定した自転車安全利用五則を守りましょう！

1

車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。

「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます

2

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。

3

夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。

4

飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。

5

ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



- 1 花巻市少年センターでは、少年に関する相談を受け付けております。
- 2 出前講座はいかがですか？ ご利用ください！
  - ・市少年センターでは、子どもや保護者にインターネットやスマートフォンの利便性や落とし穴などについてわかりやすく説明いたします。開催は無料です。

問合せ先 花巻市少年センター 電話 41-3552

ご利用してください！



## 《発行》

花巻市少年センター  
市民生活総合相談センター内  
電話 41-3552  
(直通)  
FAX 41-1299